

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第257号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7531の1、7531の3から7531の6まで、7531の9、7531の13、7531の14、7534の1、7537から7539まで、7542の1、7555の1、7556、7558の1、7558の2、7558のハ

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第258号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第259号

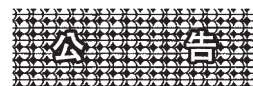
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成29年4月21日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
ファミリーマート 松本堀米店	松本市大字島立字道端190番地	松本市大字島立字道端190番地 ファミリーマート松本堀米店

会計課



公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画下水道 塩尻市公共下水道
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県環境部生活排水課、塩尻市役所水道事業部下水道課

生活排水課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-25第 23500号	大電工株式会社	石井 大輔	長野市稲里町中水 鉋1025-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、水道施設工事及び消防施設工事）の取消し	平成29年 1月4日	平成28年11月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 21449号	株式会社KDK	小林 学	千曲市大字雨宮 1700-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（大工工事）の取消し	平成29年 1月5日	平成28年12月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1986号	山本建設株式会社	山本 雅彦	長野市篠ノ井御幣 川598	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（鋼構造物工事）の取消し	平成29年 1月5日	平成28年12月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 24306号	株式会社クリーンライフ	秋山 公伸	松本市大字島立 2237-44	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事）の取消し	平成29年 1月5日	平成28年12月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 23394号	株式会社エクセレントホーム	立石 実美	茅野市宮川11347-7	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事、大工工事、屋根工事、鋼構造物工事及び内装仕上工事）の取消し	平成29年 1月17日	平成29年1月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 6514号	大日方板金	大日方 英男	長野市大字茂菅308-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（屋根工事及び板金工事）の取消し	平成29年 1月26日	平成29年1月11日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 3644号	株式会社太陽電気工事	佐藤 僚太郎	長野市大橋南2-9-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（電気工事）の取消し	平成29年 1月31日	平成28年12月22日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 12512号	高島建設株式会社	宮毛 秀明	飯田市桐林1897	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事）の取消し	平成29年 2月1日	平成29年1月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 24409号	株式会社和	橋爪 和也	駒ヶ根市赤穂16399-37	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(舗装工事業)の取消し	平成29年2月2日	平成29年1月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 12914号	清水石材店	清水 孝	伊那市西箕輪3900-227	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業)の取消し	平成29年2月3日	平成29年1月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10161号	原建築所	原 貞昭	上伊那郡南箕輪村2975-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成29年2月3日	平成29年1月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 11916号	株式会社宮谷土木興業	宮谷 次夫	小県郡長和町長久保2418	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年2月3日	平成29年1月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 3141号	有限会社青木工務所	青木 秀夫	塩尻市大字広丘堅石789-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年2月3日	平成29年1月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1649号	宮沢工務店	宮沢 淳二	北安曇郡小谷村大字千国乙4565	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年2月6日	平成29年1月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 14405号	有限会社三徳	笠原 信男	上伊那郡飯島町飯島2510	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年2月6日	平成29年1月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-23第 249号	光設備工業株式会社	堀内 文雄	佐久市原267-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成29年2月7日	平成29年1月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-25第 10319号	株式会社内堀建工	内堀 完至	北佐久郡御代田町大字塩野1315-5	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成29年2月9日	平成29年2月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 12505号	イズミ木建	春日 泉	伊那市上新田1931-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及び建具工事業)の取消し	平成29年 2月10日	平成29年2月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 14976号	株式会社新光建設工業	瀧澤 芳光	長野市篠ノ井西寺尾字赤川2291-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年 2月20日	平成29年2月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-27第 14976号	株式会社新光建設工業	瀧澤 芳光	長野市篠ノ井西寺尾字赤川2291-3	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(管工事業)の取消し	平成29年 2月20日	平成29年2月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 1781号	株式会社内山組	筒井 正勝	飯田市上久堅1087-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成29年 2月20日	平成29年1月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-28第 1551号	高重建設工業株式会社	高橋 剛	佐久市平賀2168-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成29年 2月20日	平成29年2月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 9741号	有限会社橋本鐵工所	橋本 淳一	松本市大字笹賀5652-103	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成29年 2月23日	平成29年2月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-23第 681号	田中工業有限公司	田中 恭平	飯田市下久堅下虎岩2759	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業)の取消し	平成29年 3月3日	平成29年1月20日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 20438号	株式会社カナイ	金井 豊	上田市真田町長4299	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年 3月7日	平成29年2月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 24880号	マスター商事	申 章浩	北佐久郡立科町大字山部1490	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年3月10日	平成29年1月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17424号	有限会社竹内工務店	竹内 清	諏訪郡下諏訪町949-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成29年3月10日	平成29年3月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23467号	羽田建築	羽田 輝夫	大町市大町5259-15	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年3月10日	平成29年3月6日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 7819号	有限会社小松建築	小松 明	伊那市高遠町下山田992	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成29年3月15日	平成29年3月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1153号	油井電設株式会社	油井 鬼治	南佐久郡小海町大字小海4294-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気通信工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成29年3月15日	平成29年3月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 17735号	有限会社和光堂	上原 巧	佐久市中込1-12-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(鋼構造物工事業)の取消し	平成29年3月15日	平成29年3月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 20392号	有限会社タウンハウス	大原 和雄	駒ヶ根市赤穂14490	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年3月15日	平成29年3月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 16004号	ナガマ建築 有限会社	長沼 和廣	飯田市鼎切石5121-87	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成29年3月15日	平成29年3月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 18884号	塩川建設	塩川 佳正	小諸市大字塩野2104	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年3月17日	平成29年3月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-28第 13910号	有限会社平澤建設	平澤 豊子	中野市大字篠井106-2	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成29年3月22日	平成29年2月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 17941号	小松鉄工株式会社	小松 弘和	諏訪市大字四賀55	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び屋根工事業)の取消し	平成29年3月23日	平成29年3月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 8082号	佐藤建築	佐藤 七五三	北安曇郡松川村7000-57	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年3月23日	平成29年3月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10631号	有限会社富士設備	宮内 啓市	飯田市松尾上溝6299-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成29年3月23日	平成29年3月17日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 5206号	株式会社左治木	左治木 和子	長野市大字栗田653	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年3月24日	平成29年2月23日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25130号	株式会社ちくま建設工業	小林 利通	千曲市大字寂時125-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び造園工事業)の取消し	平成29年3月24日	平成29年3月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 17511号	株式会社塩沢産業	武田 孝行	東御市加沢285-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成29年3月24日	平成29年3月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25166号	三和産業株式会社	徳竹 清美	長野市西和田2-29-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業及び機械器具設置工事業)の取消し	平成29年3月31日	平成29年3月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類
塩尻都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び塩尻市役所

都市・まちづくり課

公告

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の規定により、次のとおり公告し、方法書及びこれを要約した書類（以下「要約書」という。）を公衆の縦覧に供します。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画決定権者の名称
長野県
長野県知事 阿部守一
長野県長野市大字南長野字幅下692の2
- 2 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
国土交通省関東地方整備局
国土交通省 関東地方整備局長 大西 亘
埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
- 3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称
（仮称）都市計画道路 諏訪バイパス
 - (2) 種類
一般国道の改築
 - (3) 規模
道路延長 約11km、車線数 4車線
- 4 都市計画対象事業が実施されるべき区域
諏訪市、諏訪郡下諏訪町
- 5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡下諏訪町
- 6 方法書等の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
国土交通省関東地方整備局長野国道事務所計画課、長野県環境部環境政策課、長野県建設部都市・まちづくり課、長野県諏訪建設事務所整備課、岡谷市役所建設水道部都市計画課、諏訪市役所建設部国道バイパス推進室、茅野市役所都市建設部建設課及び下諏訪町役場建設水道課	平成29年4月27日（木）から平成29年5月31日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) インターネットによる公表
インターネットによる公表については、長野県諏訪建設事務所のホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/suwaken/>)に掲載します。
- 7 意見書の提出
方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。
 - (1) 意見書の提出期限
平成29年6月14日（水）まで
 - (2) 意見書の提出先
次のいずれかに提出してください。
 - ア 〒380-0902 長野県長野市鶴賀字中堰145
国土交通省関東地方整備局
長野国道事務所計画課
 - イ 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692の2
長野県庁7階
長野県建設部都市・まちづくり課都市計画係
 - ウ 〒392-8601 長野県諏訪市上川1丁目1644番10号
長野県諏訪合同庁舎4階
長野県諏訪建設事務所整備課計画調査係
 - エ 〒394-8510 長野県岡谷市幸町8番1号
岡谷市役所建設水道部都市計画課
 - オ 〒392-8511 長野県諏訪市高島1丁目22番30号
諏訪市役所建設部国道バイパス推進室
 - カ 〒391-8501 長野県茅野市塚原2丁目6番1号
茅野市役所都市建設部建設課
 - キ 〒393-8501 長野県諏訪郡下諏訪町4613番地8
下諏訪町役場建設水道課
 - (3) 意見書の記載事項
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 意見書の提出の対象である方法書の名称（「（仮称）都市計画道路 諏訪バイパス 環境影響評価方法書」と記載するものとします。）
 - ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとします。）
- 8 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 平成29年5月9日（火）午後7時から午後9時まで
諏訪市文化センター 第1集会室

- (2) 平成29年5月10日(水)午後7時から午後9時まで
諏訪市 四賀公民館 講堂
- (3) 平成29年5月11日(木)午後7時から午後9時まで
下諏訪町役場 4階講堂
- (4) 平成29年5月12日(金)午後7時から午後9時まで
下諏訪町役場 4階講堂

都市・まちづくり課

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

平成29年4月27日

長野県知事 阿部 守一

- 免許の取消しをした年月日
平成29年4月20日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
 - 伊東 一郎
二級建築士 長野第5091号
 - 鷺頭 賢
二級建築士 長野第9157号
 - 吉澤 善躬
二級建築士 長野第5895号
 - 今井 利治
二級建築士 長野第5060号
 - 堀内 幹夫
二級建築士 長野第753号
 - 小出 明
二級建築士 長野第8105号
 - 小林 清志
二級建築士 長野第1009号
 - 平井 亥登
二級建築士 長野第1023号
 - 大川 昭夫
二級建築士 長野第5178号
 - 藤森 公夫
二級建築士 長野第5312号
 - 北島 尚夫
二級建築士 長野第5015号
 - 高橋 功
二級建築士 長野第10850号
 - 羽生田 祐司
二級建築士 長野第10991号
 - 細田 賢一
二級建築士 長野第7688号
- 免許の取消しの理由
建築士法第8条の2第1号の規定により死亡した旨の届出があったため

建築住宅課

公告

安曇野市第二拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成29年4月27日

長野県松本地域振興局長 吉川 篤明

理事

新任

氏名	住所
北林 秀明	安曇野市堀金烏川1915番地2
百瀬 圓重	安曇野市堀金烏川2101番地2
丸山 一雄	安曇野市堀金烏川5014番地4
塚田 高裕	安曇野市堀金烏川4919番地
唐澤 廣實	安曇野市堀金烏川5246番地

重任

氏名	住所
唐澤 正人	安曇野市堀金烏川5245番地
西川 支朗	安曇野市堀金烏川2178番地1
浅川 克浩	安曇野市堀金烏川4758番地
黒岩 和彦	安曇野市堀金烏川4884番地4

退任

氏名	住所
柴野 公夫	安曇野市堀金烏川2068番地1
望月 保二	安曇野市堀金烏川3873番地
浅川 利夫	安曇野市堀金烏川4790番地
須澤 弘	安曇野市堀金烏川4238番地1
中村 哲郎	安曇野市穂高柏原1821番地

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月27日

長野県飯田建設事務所長 西元 宏任

- 許可番号
平成29年3月15日 長野県下伊那地方事務所指令28下伊地建第17-4号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
下伊那郡高森町山吹4103-1、4103-4、4105-1、4105-2、4106-1、4108-3、4108-5、4117、4118-1、4118-2、4118-3、4118-4、4118-5、4119-1、4119-2、4119-3、4119-4、4120-1、4121-1、4121-2、4122-1、4122-2、4135-1、4136、4103-1地先、4103-4地先、4105-1地先、4105-2地先、4106-1地先、4108-3地先、4108-5地先、4117地先、4118-1地先、4118-2地先、4118-3地先、4118-4地先、4118-5地先、4119-1地先、4119-2地先、4120-1地先、4121-1地先、4121-2地先、4122-1地先、4122-2地先、4135-1地先、4136地先
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字南長池442
株式会社宮下 代表取締役 宮下 秀己

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月27日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成28年7月27日 長野県松本地方事務所指令28松地建第20-5号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市三郷明盛3364-1の内、3365-1、3365-1先、3366-1、3366-2、3367-1、3367-2

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科6000

安曇野市長 宮澤宗弘

都市・まちづくり課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年4月27日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

1 許可番号

平成25年11月26日 長野県松本地方事務所指令25松地建第18-4号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科高家1991-13の内、3259-4(第2工区)

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安曇野市豊科6000

安曇野市長 宮澤宗弘

都市・まちづくり課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、指定給水装置工事事業者からその事業の廃止の届出がありました。

平成29年4月27日

長野県公営企業管理者 小林利弘

名称 所在地 廃止年月日

株式会社クラシアン 長野市稲里町下水鉋515番地8 平成29年3月27日
信州長野

水道事業課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年4月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月28日(水)	午前10時から午後6時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年4月27日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の別種	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
6月7日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	北佐久郡立科町大字 芦田2522番地1 立科町中央公民館	60名
6月13日 (火)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047番地 穂高会館	60名
6月29日 (木)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條 2333番地1 阿南町民会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課